平成２１年（フ）第１２４号
宮城県大崎市田尻大貫字境48番地
破産者　千葉　輝信
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
秋田市河辺三内字野崎179番地16
破産者　二木　資郎
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字南陣場56番地８
破産者　佐藤　廣光
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２３号
秋田県大仙市大曲西根字仁応治54番地２
破産者　品川　政之
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１２７号
山形県天童市泉町２丁目11番18号
破産者　石川ゆり子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６号
群馬県太田市本町25番２号
破産者　坂本　憲一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第３２２０号
横浜市緑区十日市場町854番地16　シャトレーグリーン横浜103号、開始決定時の住所横浜市緑区十日市場町892番地１　エンゼルハイム十日市場301号
破産者　中口　辰男
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９８号
横浜市神奈川区台町９番地11　スカイコート横浜駅西口301号、開始決定時の住所横浜市西区北軽井沢27番地６　ル・グラン三ツ沢公園301号
破産者　辻　　学
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２６号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目11番10号
破産者　三浦　義博
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９０号
横浜市中区日ノ出町１丁目10番地３　板垣アパート102号室、開始決定時の住所横浜市中区常盤町２丁目10番地　常盤不動産ビル202号室
破産者　樽川　　平
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９号
新潟市東区山木戸４丁目９番９号　アーバン・レッセ205号、開始決定時の住所新潟市東区宝町６番40号
破産者　大関　　馨
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３１２号
富山県高岡市下麻生1302番地15
破産者　朝日　　勉
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３１３号
富山県高岡市野村1542番地３
破産者　朝日　康子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１１０号
富山県射水市片口高場84番地17
破産者　糀谷　昌久
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１１１号
富山県射水市片口高場84番地17
破産者　糀谷　幸子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６９号
石川県河北郡津幡町字緑が丘３丁目75番地
破産者　二飯田きみえ
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第９６２７号
大阪府豊中市上野東２丁目15番９号
破産者　大森久仁親
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５５７号
大阪市平野区加美北８丁目23―14　レオパレスヴィブレ106号、開始決定時の住所大阪市平野区加美北５丁目６番20―307号
破産者　土田　哲也
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１１９号
大阪府枚方市東香里南町47番１号、開始決定時の住所大阪府枚方市東香里南町51番１号
破産者　中谷　直人
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部